

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

(R1.10～)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,172	1月につき	
A2 1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,055		
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	39	1日につき	
A2 2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35		
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,342	1月につき	
A2 1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,108		
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77	1日につき	
A2 2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69		
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,715	1月につき	
A2 1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,344		
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	122	1日につき	
A2 2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110		
A2 2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	267	1回につき	
A2 2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	240		
A2 2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	271		
A2 2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	244		
A2 2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	286		
A2 2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257		
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・要支援2(20分未満)	166		
A2 1414	訪問型独自短時間サービス・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	149		
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき	
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(1)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		

※サービス提供責任者体制の減算のコードは廃止されました。

※■グレーの部分は、令和元年10月1日現在、塩尻市で使用しないサービスコードです。

**A3 訪問型サービス(サービスA)サービスコード表 (緩和した基準によるサービス)**

(R1.10~)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A3	1001	訪問型サービスⅣ(1割負担)	事業対象者・要支援1・要支援2(月1回~週1回まで) 1回が30分以上60分未満	1割負担の利用者の場合	1回につき
A3	1002	訪問型サービスⅣ(2割負担)		2割負担の利用者の場合	
A3	1010	訪問型サービスⅣ(3割負担)		3割負担の利用者の場合	
A3	1020	訪問型サービスⅣ(4割負担)		4割負担の利用者の場合	
A3	1003	訪問型サービスⅤ(1割負担)	要支援2(週2回程度) 1回が30分以上60分未満 ※週3回は超えない	1割負担の利用者の場合	
A3	1004	訪問型サービスⅤ(2割負担)		2割負担の利用者の場合	
A3	1011	訪問型サービスⅤ(3割負担)		3割負担の利用者の場合	
A3	1021	訪問型サービスⅤ(4割負担)		4割負担の利用者の場合	
A3	1005	訪問型サービスⅥ(1割負担)	事業対象者・要支援1・要支援2(30分未満で主に生活援助を行う場合) ※30分未満のサービス1回は、通常サービスの0.43回と換算する。	1割負担の利用者の場合	
A3	1006	訪問型サービスⅥ(2割負担)		2割負担の利用者の場合	
A3	1012	訪問型サービスⅥ(3割負担)		3割負担の利用者の場合	
A3	1022	訪問型サービスⅥ(4割負担)		4割負担の利用者の場合	